

お知らせ ワイド版

特集

市政

長崎市民

プレゼンター

生活情報

健康

子育て

福祉

講演・講座

もよおし

お知らせ

募集

「精霊流し」のお知らせ

流し始めは8月15日(金)の午後6時です

問い合わせ【コースと交通規制】最寄りの警察署【その他】廃棄物対策課(☎829-1159)

警察署へ申請を忘れずに!

道路で船を作る場合や全長2m以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要です。船の大きさは、全長10m、胴体7m、幅2.5m、高さ3.5m(担いだときの高さ)を超えないようご注意ください。また、船を回したり、海に流したりしないでください。

花火は安全を確認して!

やびや・連発式花火など、けがや火災の原因となる花火は使わないでください。花火を人や車両に向けて使うと、処罰されます。また、流し場内は花火禁止です。



流し場のコースと交通規制

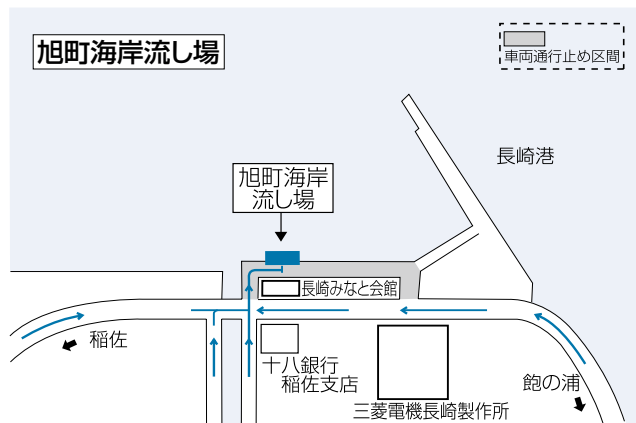
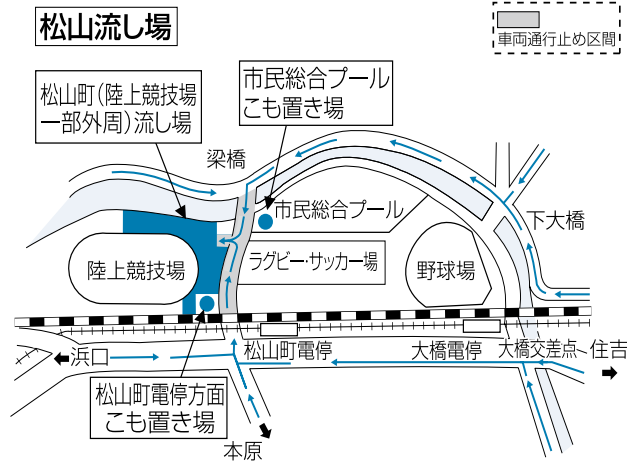
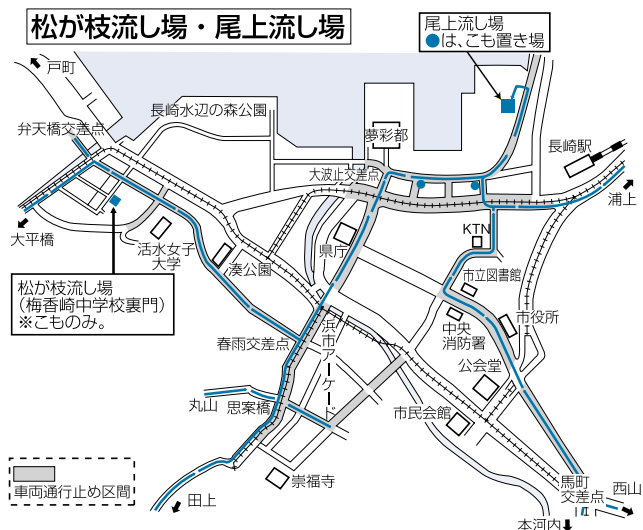
下図のとおり。流し場付近では、午後6時ごろから終了まで、車両が通行できない区間があります。

● そのほかの流し場

滑石(財務省合同宿舎跡地)、日見(日見公園)、東長崎(東部下水処理場前)、現川(鉄道橋下)、茂木(片町、千々、大崎、宮摺)、飯香浦(海岸)、太田尾(バス停前)、山川河内(山川河内橋)、潮見(海岸)、田手原、六本松、早坂、戸町(南部下水処理場)、土井首(えがわ運動公園)、深堀(深堀町6丁目埋立地)、小桝(支所前埋立地)、本河内(本河内第2遊園・旧街道の峠)、西山木場(公民館前)、川平(六枚板)、香焼(岩崎鼻埋立地)、三和(漁協蚊焼支所横など)、野母崎(野母崎病院裏など)、高島(西海岸グラウンド駐車場)、琴海(小口住吉神社下船場など)、外海(神浦港など)、伊予島(築港)

三川(三川橋)、昭和町(浦上浄水場入り口)、旭町海岸流し場(十八銀行稲佐支店付近)、立神(立神バス発着所前)は長さ2m未満の船に限ります。

流し場の地図は、市のホームページ内で「精霊流しについて」と検索してください。



粗大ごみの搬入ができません

精霊船は、東工場では処理をしています。そのため、船の処理期間中は、可燃粗大ごみの搬入ができません。

【期間】8月18日(月)～26日(火)

【搬入停止するごみ】一般廃木材、畳、植木・草類、布団、カーペット、木製いす・家具、建具など

【搬入の問い合わせ】東工場(☎830-2040)